| 会　　長 | 会長代理 | 事務局長 | 係　　長 | 主　　査 | 係　　　　員 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

# 太良町農業委員会総会議事録

１．開催日時　　令和６年９月３日（火）午前９時

２．開催場所　　太良町総合福祉保健センター「しおさい館」２階

３．出席委員　（１９名）

農業委員　（８名）

会長　８番　榊原　照博

１番　野口　敏春

２番　西村　正史

３番　川下　　始

４番　川﨑　豊洋

５番　福江　　晋

６番　市丸　義則

７番　中島　政秀

農地利用最適化推進委員　（１１名）

笹本　和彦

池田　信文

江下　久子

田島　一昭

蕪竹　敏治

大岡　利昭

内田　圭一郎

浦田　　進

内田　秀敏

三原　　仁

田久保　孝一

欠席委員　（農業委員０名）

（推進委員０名）

４．議事日程

報告第　１号　農地法第１８条第６項の規定による解約報告について
議案第５３号　農地法第３条の規定による許可申請審議について
議案第５４号　農地法第４条の規定による許可申請審議について
議案第５５号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

５．農業委員会事務局職員

事務局長　　片山　博文
主　　事　　増山　心美
会計年度職員　　田原　裕美

６．会議の概要

| 発言者 | 内容 |
|---|---|
| 議長 | おはようございます。<br>ただ今から第１５回総会を開会いたします。<br>本日の出席委員は、農業委員が８名で、推進委員が１１名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。<br>今回の議事録署名者ですが、６番の市丸委員と７番の中島委員よろしくお願いします。<br>本日の提出議案は、議案第５３号３件、議案第５４号１件、議案第５５号２件となっています。<br>今回は、１５ページから始めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。<br>それでは引き続き議案第５４号、農地法第４条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。<br>それでは、１番について事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | （議案説明）<br>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地であると判断されます。<br>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題 |

| | |
|---|---|
| | なく、農地法第４条第６項各号に該当する事項は認められません。 |
| 議長 | 事務局の説明が終わりましたので、調査された川﨑農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。 |
| 川﨑委員 | この案件は、内田推進委員と〇〇さん本人と立ち会って、現地で確認してまいりました。<br>この議案書ですけど、平成２０年頃と書いてあるんですが、実際、売買された年度は平成１７年でした。<br>それで、使用期限を永久と記載がされてますが、〇〇さんは、これは永久ではないということをおっしゃいました。<br>添付書類として、今から自分がこの土地をどのように利用していくかという計画書です。それと始末書。農地を事前に埋め立てて、農地として利用していなかったという資料を添付されています。<br>皆さん、ご存知のように、〇〇さんの看板が「売地」ということで今までたててありました。<br>１７ページの平面図に、今からこういうふうな形で使いますという計画書があります。果たして、議案書通りに今からされるのかというところがあって意見しています。<br>今回、〇〇さんは、皆さんご承知の通り、一緒に私も仕事もして、それで農業委員も二期されているんですよ。二期されているので、どうゆうふうに手続きをしないといけないということは、良く分かってらっしゃると思います。<br>でも、分かっていて始末書も今まで何回も書いて、それをそのまま良いですよと通すのかというところがあって、皆さんの意見が聞きたくて、今回意見をさせてもらっています。<br>現場で、本人はよろしくお願いしますとおっしゃったんですけど、このまま皆さんがもう承認しても良いと言ったら、それはそれで良いです。<br>そういったことで、皆さんで一度考えてもらえればと思います。よろしくお願いします。 |
| 内田推進委員 | 概要は、川﨑委員がおっしゃった通りです。<br>私もすぐ近くに住んでいるので、該当農地周辺はいつもウロウロしていますけど、いつの間にか雑種地になっていたということですが、周りの方の話を聞いてたら、ここは農地なのにということを聞いてました。<br>まずは、そこをちゃんとしていなかったからかなと思っていました。私も |

| | |
|---|---|
| | まだ、推進委員になったばかりなんですけども、書類が出る前段階で、もう少し考えていた方が良かったんじゃないかなと思います。<br>　ただ、他の地区でも、見に行ったら倉庫が建っていたとか、そんなことも結構あるので、こればっかり特別視するわけにはいかないのかなとも思います。<br>　普通の方が、知らないうちに建物を建ててしまったという話があった件については仕方ないかなと思うんですけど、これは、個人の気持ちですけど、〇〇さんは、以前、農業委員をされていたということで、事情には詳しいと、知った上でこうゆうことをやっていたらあんまり面白くないなと思うことがあります。<br>　気持ち的には、一般の農家の方とかと、すみ分けを考えるところもあるんですけど、なかなか難しい面もあるかなと思いますので、その辺を皆さんの意見を伺ったところで協議をしていただきたいなと思っています。以上です。 |
| 議長 | 　他の委員で意見のある方ございませんか。 |
| 内田推進委員 | 　〇〇さんに、何で許可を受けてから整備をしなかったのかを聞かんやったですか。 |
| 川﨑委員 | 　農業委員を二期６年されていたので、自分が分かっていてこうゆうふうにされているんで、別に言う必要ないのかなと思って言いませんでした。<br>　現場の写真を撮りに事務局から現場へ行ってると思いますが、どういうふうな経緯で４条申請になったのかを説明してもらえたらと思います。 |
| 事務局 | 　まず、事務局としても５条申請で提出されるのかなと思っていたんですけど、〇〇さんに聞いたら、相手方がもう買わないと言ったそうなので、４条の方でということで出していただいてます。<br>　今後、その農地はどうされますかとお聞きしたところ、今回の計画で提出されました。<br>　県に進達する際に、現況写真を添付しなければならないため、写真を撮りに行ってます。 |
| 川﨑委員 | 　自分の倉庫はすぐ近くにありますよね。自分の倉庫から持ってきてもらって、トラックとかも置いて、事務局は県に申請をする書類を作るために写真を撮ったということですよね。そしたら、今後、議案を通した後、この計画書通りにされるという保証は何もないわけですよね。申請だけですよね。 |

| | |
|---|---|
| | この申請が嘘であっても○○さんは、ここが農地から雑種地に変われば良いわけなんですよね。<br>例えば、転売できたら、それに事務局もお手伝いしてるわけですよね。<br>県に申請するためにですね、<br>この議案自体が本当で、ここにコンテナ置場を作って、普通車もトラックもおける駐車場にしますよという議案の審議だと思います。<br>それを、もう事前着工してたので、始末書を添えて、利用計画書も提出しましょうと、それでよかですよという審議なんでしょ。<br>でも、その通りにしない時は、農業委員は踊らされるだけでしょ。<br>ただ、始末書を書いてそれで済めば、本当に農業委員が審議することなのかなとか、自分自身が思ってですね。<br>もし許可をした後、このまま計画書通りに何もしないで売った時に、何もペナルティもないわけでしょう。ただ、地目変更するためだけに申請書を出しているんじゃないかと思って、あまりにも悪質だなと思うところがあって、今のところ農地で、自分で雑種地にして、そのまま売ろうと考えているんじゃないかと、私は思っているんですけど。<br>私が言ったことを頭に置いといてもらえたらと思います。農業委員の責任としてどうなのかと思っていましたので。以上です。 |
| 西村委員 | 川崎委員から今、話を聞いたところですけど、今回のこの件については、その中身まで十分承知していたということで、これだけ話が大きくなっているのかなと思います。<br>今までも２０年前から家を建てたとか、そういったこともここ１年の間に、何件か、こういった例も見受けられていたということも事実かと思います。<br>先ほど言われた計画についても、当然この議案として出たときは、事務局の方でちゃんと精査・調整して上がってくるんだなということで、ここに上がってきた議案というと、かなりの信憑性がないとここで委員としての会議審議ができない。頭から信用できないと審議自体が成り立たんですもんね。<br>今までの話を聞いたところ、○○さんも農業委員を二期されていたということで、ちょっと悪質なところがあるのかなと思います。<br>ですが、内田推進委員が言われたように、他のケースと線引きはどこでするのかといった場合に、この線引きをするのが難しいかと思います。<br>この案件だけ特別扱いしますというのはどうかなと思います。<br>ただ、許可になった場合であっても、今までがそうだったように書類だけを出せばいいじゃないかぐらいの考えを持ってもらったら、今後についても、全体についても良いことじゃないと思いますので、例えば、許可後に農業委 |

| | |
|---|---|
| | 員会の方で、会長ないし、課長立会いのもとで厳重注意指導を行ってもらって許可書を発行するとか、ちゃんと○○さんに話して渡すとかしてもらったらと思います。<br>　こういった件について、許可後の経過観察など義務等はないんですか。 |
| 事務局 | 　今年の４月許可分から、建物を伴わない資材置場とかの転用については、許可から３年間は進捗状況の報告をしてくださいというふうに変わりました。３年間、半年に１回、現況の写真とかをつけて報告をしてもらうようになっています。<br>　○○さんについても、許可が下りれば、３年の報告に適用されるんじゃないかなと思いますので、もし申請と違ったように、すぐ転売とかになれば、県の方もおそらく措置を取られると思います。 |
| 野口委員 | 　先ほど西村委員さんが言われた通りで良いかなと私も思っているんですけど、結局、手続き上、証明できるのがなかったら、なかなか言えない。<br>　それでも川﨑委員の話を聞いてたら、かなり引っかかるところがあります。<br>　この中で、確認したかったのが、平成１７年に売買をされてるという中で、○○さんがいつの時点で農業委員をされてるのかという問題と、もう一つは登記事項証明書がいつの分が出されてるか、ここ辺りしか確認方法ないのかなと思います。<br>　腹がたつところはあると思いますが、書類上だけでしか今のところは審議できないのかなと思います。以上です。 |
| 事務局 | 　登記事項証明書については、令和６年７月３日時点のものを受け取っております。それで、○○さんがいつ農業委員をされてたのかは分かりません。 |
| 議長 | 　他にありませんか。 |
| | 　（意見なし） |
| 議長 | 　調査報告が終わりました。<br>　それでは議案第５４号１番について、ご異議ご意見ございませんか。 |
| | 　（異議なし） |
| 議長 | 　異議なしと認め、議決をとります。 |

| | |
|---|---|
| | 議案第５４号１番については、農業委員会に呼んで厳重注意をすることとする条件付きでの許可相当と判断する方は挙手をお願いします。<br><br>（挙手多数） |
| 議長 | 挙手多数と確認いたしました。<br>したがって、１番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。<br>続きまして、報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を１件受理したので、事務局より報告をお願いします。 |
| 事務局 | （説明報告） |
| 議長 | 事務局の報告が終わりました。<br>報告内容について、何かご意見ございませんか。<br><br>（意見なし） |
| 議長 | ご意見等がないようなので、報告第１号１番について追加の指導等は実施いたしません。<br>続きまして、議案第５３号、農地法第３条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。<br>それでは、１番について事務局の説明を求めます。<br><br>（議案説明） |
| 事務局 | なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 |
| 議長 | 事務局の説明が終わりましたので、調査された川下農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。 |
| 川下委員 | この案件につきましては、字桜並については、内田推進委員から報告をお願いしまして、私は字八久保の畑について説明させていただきます。<br>８月２８日に内田推進委員と２人で現場確認をさせていただきましたが、農地につきましては綺麗に手入れをしてあるみかん畑でした。 |

| | |
|---|---|
| | 多分、○○さんの弟が作っておられるんじゃないかと、私としては思ったところです。<br>なお、この件につきましては親子間贈与ということで、○○親子は立ち合いなしで、我々２人で農地確認をしました。以上です。 |
| 内田推進委員 | もう一つのところは、ここは、私がよくパトロールするところで、常に確認をしています。今現在は、田古里の人が玉ねぎを作っています。現状荒れていません。以上です。 |
| 議長 | 調査報告が終わりました。<br>それでは議案第５３号１番について、ご異議ご意見ございませんか。 |
| | （異議なし） |
| 議長 | 異議なしと認め、議決をとります。<br>議案第５３号１番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 |
| | （挙手多数） |
| 議長 | 挙手多数と確認いたしました。<br>したがって、１番は原案どおり認められました。<br>続きまして２番について事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | （議案説明）<br>なお、譲受人につきましては別添の調査書にありますとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 |
| 議長 | 事務局の説明が終わりましたので、調査された川下農業委員及び田久保推進委員から調査報告をお願いします。 |
| 川下委員 | この案件につきましては、８月２５日に、私と田久保推進委員、○○さんの立会いのもと、確認をしました。<br>なお、○○さんは、○○さんのお姉さんにあたられます。<br>農地はよく手入れをよくしてありました。以上です。 |

| | |
|---|---|
| 田久保推進委員 | ○○さんが、定期的に除草作業をされていて綺麗にしてました。以上です。 |
| 議長 | 調査報告が終わりました。<br>それでは議案第５３号２番について、ご異議ご意見ございませんか。<br><br>（異議なし） |
| 議長 | 異議なしと認め、議決をとります。<br>議案第５３号２番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。<br><br>（挙手多数） |
| 議長 | 挙手多数と確認いたしました。<br>したがって、２番は原案どおり認められました。<br>続きまして、３番について事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | （議案説明）<br>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 |
| 議長 | 事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び内田推進員から調査報告をお願いします。 |
| 福江委員 | ２８日に、内田推進委員と２人で現地確認をしました。<br>ここは、両隣の農地が○○さん、○○さんと親子の関係なんですけど、ちょうど間に挟まった状態でありました。<br>私は、○○さんと○○さんには連絡を取ってないので、内田推進委員からそこら辺の報告があると思います。以上です。 |
| 内田推進委員 | ２７日に、電話確認で○○さんと○○さんに連絡をしました。<br>○○さんや○○さんと連絡を取って、これで良いんでしょうかと、金額等を確認したところ、結構です、お願いしますということでした。以上です。 |
| 議長 | 調査報告が終わりました。<br>それでは議案第５３号３番について、ご異議ご意見ございませんか。 |

| | |
|---|---|
| | （異議なし） |
| 議長 | 異議なしと認め、議決をとります。<br>議案第５３号３番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 |
| | （挙手多数） |
| 議長 | 挙手多数と確認いたしました。<br>したがって、３番は原案どおり認められました。<br>続きまして、議案第５５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による賃借権及び使用貸借権設定について、町長より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。<br>お諮りします。<br>次の議案第５５号１番と２番は、借り手が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。 |
| | （異議なし） |
| 議長 | 異議なしと認めます。<br>それでは、一括して事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | （議案説明）<br>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 |
| 議長 | 事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。 |
| 野口委員 | ２件とも８月２７日に、池田推進委員と一緒に、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんも現場に立ち会ってもらい確認したところです。<br>それで２件とも更新ということで、〇〇さん、〇〇さん、共にこれでまたお願いしますということでした。<br>今回の設定期間が６年ということになってますが、〇〇さんが８０歳まで |

| | |
|---|---|
| | で辞めようと思っているということです。<br>それで、〇〇さんも〇〇さんもその後どうしようかと言われてたんですけど、その後は公社の話がありますという話はしました。<br>〇〇さんは、他のところに畑があって、そこは自分で耕作してるとのとこですが、田の方になると機械をリースしてくれるところがあったら、自分でもできるけど、自分で機械買ってまでは出来ないと話をされました。 |
| 池田推進委員 | もう１カ所、〇〇さんの田が道を隔てて反対側にあるんですけど、それは〇〇さんがしてくれてますので、おそらく６年後はそちらに行くんではないかという想像はしています。以上です。 |
| 議長 | 調査報告が終わりました。<br>それでは、議案第５５号１番及び２番ににについて、ご異議ご意見ございませんか。 |
| | （異議なし） |
| 議長 | 異議なしと認め、議決をとります。<br>議案第５５号１番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 |
| | （挙手多数） |
| 議長 | 挙手多数と確認いたしました。<br>したがって、１番原案どおり認められました。<br>続きまして、議案第５５号２番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 |
| | （挙手多数） |
| 議長 | 挙手多数と確認いたしました。<br>したがって、２番は原案どおり認められました。<br>以上で、本日の議案の審議ならびに協議事項はすべて終了いたしました。<br>この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いします。 |

| | |
|---|---|
| | （なし）<br><br>よろしいですか。<br>それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第１５回総会を閉会いたします。<br>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。<br>おつかれさまでした。 |

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 ６ 年　　月　　日

会　　　長　　榊 原 照 博

議事録署名者　　市 丸 義 則

議事録署名者　　中 島 政 秀